

# 住所移転者の投票の方法について（お知らせ）

令和4年7月10日は、参議院議員通常選挙の投票日です。

最近住所を異動された人又は異動される予定の人は、投票の場所・方法等が変わることがあります。

下記の表により、お間違えのないよう御確認ください。

届出の別		届出（異動）の日	投票の場所・方法等	備考
転入された方	市外からの転入	令和4年3月21日以前に転入（届出日）	赤磐市	
		令和4年3月22日以後に転入（届出日）	赤磐市では投票できません。	
転出された方	市外への転出	令和4年2月22日以前に転出 （異動日）	新住所地の選挙人名簿に登録されている人は、新住所地で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができます。	
		令和4年2月23日 ） 令和4年3月9日に転出 （異動日）	新住所地で選挙人名簿に登録されていなければ、赤磐市で期日前投票ができる場合があります。	赤磐市では投票日（7月10日）当日の投票はできません。
		令和4年3月10日 ） 令和4年3月21日に転出 （異動日）	新住所地で選挙人名簿に登録されていなければ、赤磐市で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができます。	
		令和4年3月22日以後に転出 （異動日）	赤磐市で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができます。	赤磐市の選挙人名簿に登録されており、かつ新住所地の選挙人名簿に登録されていない人
赤磐市内で転居された方	令和4年6月1日以前に転居（届出日）	新住所地の投票所	赤磐市の選挙人名簿に登録されている人	
	令和4年6月2日以後に転居（届出日）	旧住所地の投票所		

その他詳しいことは、赤磐市選挙管理委員会事務局（TEL 086-955-4782）へお問い合わせください。